

グリーンホール田原敷地内キッチンカー実証実験事業者募集要項

1 目的

グリーンホール田原敷地内で、キッチンカーや自走式の移動販売車により飲食物を販売することで、庁舎周辺においてまちの賑わいを創出することを目的に、実証実験を行う。

2 概要

・場所

グリーンホール田原敷地内指定場所（大字上田原 1 番地）

・時期

令和 6 年 9 月 10 日から令和 7 年 3 月 31 日までの指定日

・出店形態

販売品目は酒類を除く飲食物とし、保健所において許可を受けたキッチンカー又は自走式の移動販売車とする。

・営業時間

水曜日（祝日、年末年始を除く。）他

午前 9 時から午後 5 時までの間（搬入・搬出時間を含む。）

・区画

1 区画 15 m²（奥行き 3m×幅 5m）

・出店料

100 円/日

敷地内電源を使用する場合は別途 500 円/日

3 応募資格

市ホームページや SNS 等にて公募を行い、下記の基準を満たす者とする。

- （1）食品衛生許可証等、実施にあたり法令により必要となる許可、資格等を有する者
- （2）申請時点において、市に納付すべき市税等の滞納がない者
- （3）暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下、「暴力団員等」という。）でない者。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない者
- （4）生産物賠償責任保険（PL 保険）又はそれに準ずる保険に加入している者
- （5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの申立てを行っていない者

4 注意事項

- （1）事業者が発電機や火気を使用する場合、消防等関係機関の指導に従い、消火器の設置等、必要な措置を講じること

- (2) 営業する車両には保健所からの許可証を掲示すること
- (3) 事業者は、出店及び食品、販売行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと
- (4) 車両の駐車及び看板等動産の設置にあたって、来館者、通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底し、混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること
- (5) 災害等、やむを得ない事情により、急遽、出店中止となることもある
- (6) 音響設備や拡声器等、騒音となりえる機器は使用しないこと（発電機等必要な機器は除く）
- (7) 庁舎敷地内での呼び込み、宣伝は行わないこと（区画内の看板等は除く）
- (8) 事業者の責において発生したゴミ・排水等は持ち帰ること
- (9) 使用料については、使用日までにその全額を支払うこと
- (10) 提供する容器等は、事業者がゴミ箱を設置し回収すること
- (11) 提供する容器等はエコ容器にするなど、出来る限り環境に配慮したものをを使用すること
- (12) 販売価格については公共施設で販売することを踏まえて、適正な価格を考慮すること
- (13) 出店中は区画へシート敷設等を行い、敷地の汚れ防止対策を行うこと
- (14) 四條畷産食材及び、地域振興にかかわる商品の優先利用に努めること

5 応募手続き

応募資格のある事業者は、下記の書類を提出すること

- 参加申込書（様式1）
- 誓約書（様式2）
- 行政財産目的外使用許可申請書
- 納税証明書
- 実施にあたり法令により必要となる許可、資格等の写し
- 生産物賠償責任保険（PL保険）等の証明書の写し
- 車検証（キッチンカー）の写し

募集期間

令和7年1月31日まで

提出先

〒575-0014 四條畷市大字上田原1番地

四條畷市田原支所

TEL0743-78-0175

出店者の決定

応募多数の場合は、市内事業者を優先とし別途協議のうえ出店者を決定する。出店機会を広く提供する観点、また販売種類の多様化の観点から応募状況に応じて調整を行う。